

## 平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成 27 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 27 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、雇用対策部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 28 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

## 【文部科学省】

### (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平18法77) (内閣府及び厚生労働省と共管) [再掲]

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理 (3条1項、3項及び7項並びに4条1項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査 (3条5項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知 (3条8項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示 (3条9項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表 (7条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保 (8条)

## 【厚生労働省】

### (1) 医療法 (昭23法205)

以下に掲げる事務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病床設置等の許可については、指定都市の市長から開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めることとする。

- ・ 診療所の病床設置等の許可 (7条3項)
- ・ 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出 (施行令3条の3)

### (2) 介護保険法 (平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止 (69条の38) に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上